

津市地域防災計画の修正について

1 概要

東日本大震災の甚大な被害、教訓などを踏まえ、平成24・25年度を災害対応力強化集中年間と定め、防災対策の強化充実に取り組んできました。

現行の津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、昨年度に引き続き市及び防災会議委員による徹底的な見直しを進めるとともに、市議会議員やパブリックコメント手続きにより寄せられた計画への意見等に対する検討を加え、平成25年度修正案として取りまとめ、災害対策基本法第42条の規定に基づき開催された津市防災会議で審議、決定されました。

2 主な修正内容

(1) 津波避難対策の強化

ア 高台防災公園の整備（津波対策編）

国や県との連携のもと、公共事業によって排出される土砂を有効利用した香良洲地域の高台造成事業を推進し、津波からの避難場所としても活用できる公園整備を計画します。

イ 地域の津波避難対策の強化（津波対策編）

災害時要援護者対策を含めた地域の津波避難計画作成などの先進的な取組を支援し、その内容をモデルとして、自主防災組織全体に波及させ、地域の災害対応力の強化を図ります。

ウ 津波避難ビル等の円滑な運用等（津波対策編）

津波避難ビル、津波避難協力ビルの追加指定を進めるとともに、夜間・休日は閉鎖されている市有施設への津波からの緊急避難の円滑化を図るため、地震自動解錠鍵ボックスの設置を推進します。

エ 津波避難スペースの確保（津波対策編）

津波浸水予測地域から大勢の避難者を受け入れるため、小・中学校を始めとする一定規模の市有施設を避難所指定していることに加え、市有施設以外の施設も活用できるよう、更なる津波避難スペースの確保に努めます。

オ 率先避難の推進（津波対策編）

東日本大震災の教訓を踏まえ、津波による犠牲者を減らすため、周囲に避難を呼びかけつつ、自ら率先して避難することを推進します。

カ 消防団員等の津波避難誘導体制見直し（津波対策編）

東日本大震災の教訓を踏まえ、退避ルールの明確化など津波避難誘導における消防団員等の安全確保を図ります。

(2) 災害対応力の強化対策

ア 波瀬川における避難判断基準等の見直し（風水害等対策編）

有識者、地元住民、行政による「波瀬川における避難のあり方検討会」において、避難誘導・避難のあり方について検討がなされ、その提言を受け、避難勧告等の発令基準及び対象地区を見直し、段階的によりきめ細かく運用していきます。

イ 避難行動の明確化（風水害等対策編）

風水害時における屋外への早期避難に加え、屋内での垂直避難、水平避難について考え方を整理し、状況に応じた避難対策を推進します。

ウ 情報伝達の強化（風水害等、震災対策編共通）

同報系防災行政無線の放送を通じた緊急情報の伝達について、情報を送る側と受けとる側のそれぞれが努めるべき内容を明確化し、それを推進することで、迅速かつ確実な情報伝達体制の充実を図ります。

エ 医療救護活動の見直し（風水害等、震災対策編共通）

同時多発的に傷病者が発生することが想定される大規模地震災害時における医療救護活動体制について、医師会を始めとする関係機関と実施方法の大幅な見直し作業を進め、より迅速かつ的確な医療提供体制の確立を目指します。

オ 災害時に配慮を必要とする方への対策強化（風水害等、震災、津波対策編共通）

ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進し、だれもが安心して暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、災害時には視聴覚障がいや食物アレルギーなど配慮を必要とする方の特性に応じたきめ細かな対策の強化を図ります。

カ 橋りょうの整備（風水害等、震災対策編共通）

今後20年で急速に進む橋りょうの老朽化に対応するため、平成25年3月に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防的かつ計画的な修繕等を行い、橋りょうの安全性、信頼性を確保します。

キ 災害応急対応事務の見直し（風水害等、震災、津波対策編共通）

災害ボランティアの受入体制の整備、遺体の埋火葬体制の整備、保育園児の安全確保対策及び児童生徒等一時保護などについて応急対策の実

施手順等を見直しました。

ク 応急教育対策の強化（風水害等、震災対策編共通）

市立の小・中学校、幼稚園における応急対策を計画し、大規模災害に備えることに加え、私立学校及び国立学校等においても同様の対策を講じるよう働きかけ、児童生徒及び幼稚園児の安全確保を図ります。

ケ 個人備蓄の見直し（風水害等、震災、津波対策編共通）

南海トラフ巨大地震の発生に備え、個人備蓄については、食料や飲料水などの1週間分以上の蓄えを推奨していきます。

コ 災害時協力井戸登録制度の創設（風水害等、震災、津波対策編共通）

災害時における市民の生活用水確保及び公衆衛生の維持を図るため、市内に存在する井戸を予め登録し、災害時に活用します。

サ 災害時の応援協力体制の充実（風水害等、震災、津波対策編共通）

大規模な災害への対策として、帰宅困難者への支援、被災者の行政手続き支援、飲料水などの物資の調達、ガス燃料・器具の調達、水道施設の応急復旧、入浴機会の提供、葬祭業務の提供などの協定を締結し、災害時の応援協力体制の充実を図りました。

(3) 法改正等による新たな対策等

ア 特別警報運用に伴う体制（風水害等、震災、津波対策編共通）

気象業務法の改正に伴う特別警報の運用開始を受け、市から市民等への周知のための情報収集伝達体制の整備、災害対策本部の配備体制の見直しなどの対応を整理しました。

イ 災害の定義の明確化（風水害等対策編）

災害対策基本法の改正に伴い、計画の対象とする異常な自然現象の例示に「崖崩れ」「土石流」「地滑り」を明記し、被害の防止・軽減に努めます。

ウ 罹災証明書の交付（風水害等、震災対策編共通）

災害対策基本法の改正に伴い、罹災証明書の交付を計画に位置付けるとともに、家屋被害認定調査の手順等についても見直しました。

エ 水防活動の見直し（風水害等対策編）

水防法及び河川法の改正に伴う三重河川国道事務所及び三重県との協議が整ったことから、両者との連携協力を始め、水防活動の実施に係る計画（水防計画）を見直しました。

オ 被災者支援の強化（風水害等、震災対策編共通）

災害対策基本法の改正により、被災者の総合的かつ効率的な支援実施の基礎となる個人情報保護の観点も踏まえた被災者台帳を作成できるとされたことに伴い、被災者支援システムを活用し迅速に対応する体制を構築して、被災者の支援を的確に行います。